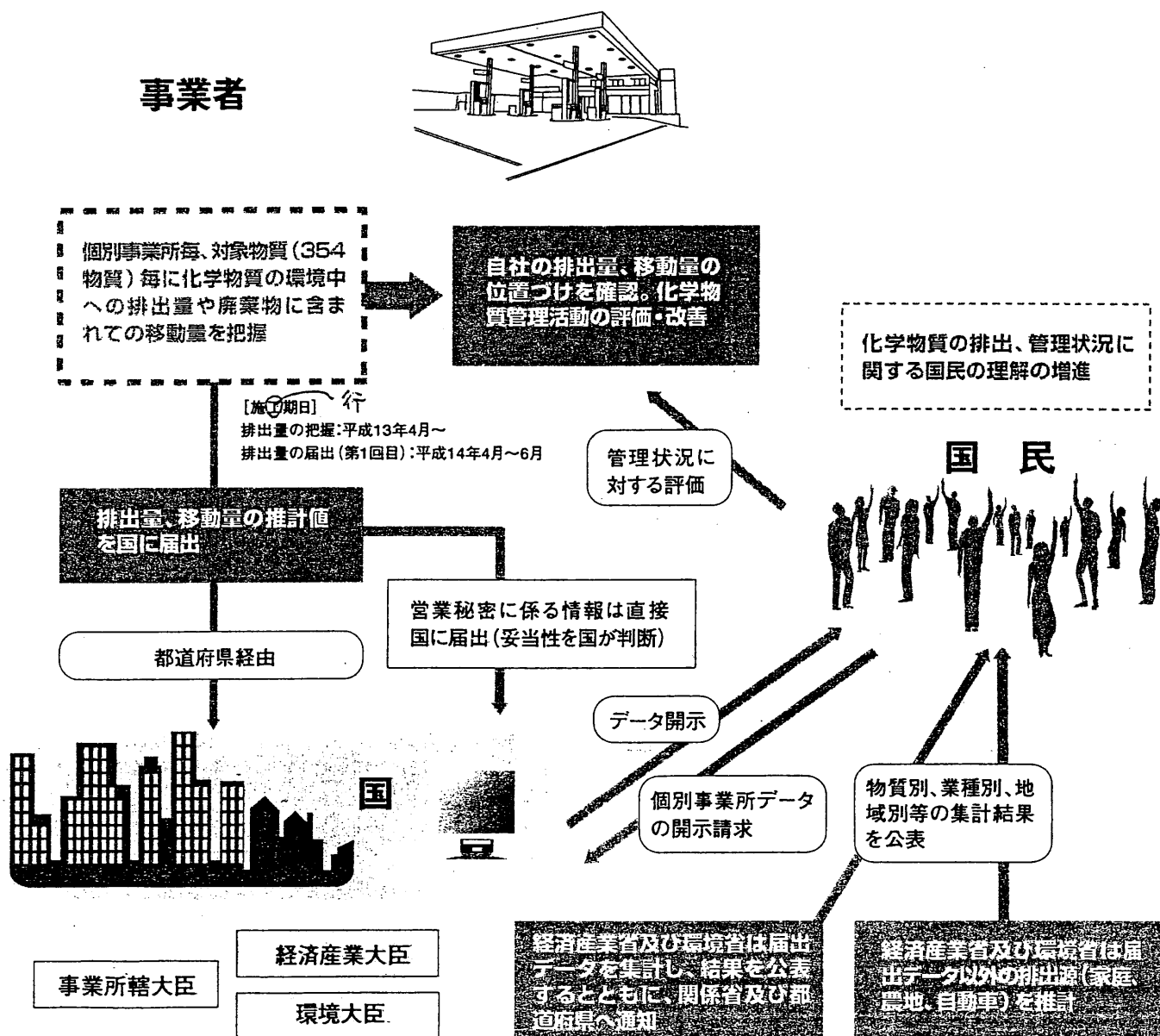


V. 参考資料

参考 1. PRTR 制度の体系

[対象事業者の要件]

- ① 対象業種：全ての製造業、金属鉱業、電気業、ガス業等 23業種
- ② 常時使用者数：21人以上の事業者
- ③ 年間取扱量：いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上（発ガン性物質は0.5t以上）である事業所を有する事業者 *ただし、当初2年間は、いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が5t以上（発ガン性物質は0.5t以上）である事業所を有する事業者。または、特別な要件を満たす施設を設置している事業者。



参考 2. 都道府県 PRTR 担当部局リスト

都道府県のPRTR担当窓口

自治体名	部局名	郵便番号	住所	電話番号(内線)
北海道	環境生活部環境室環境保全課	060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目	011-231-4111(24-265)
札幌市	環境計画部環境対策課	060-8611	札幌市中央区北1条西2丁目	011-211-2882
青森県	環境生活部環境政策課水質班	030-8570	青森市長島1-1-1	017-734-9250
岩手県	環境生活部環境保全課水質係	020-8570	盛岡市内丸10-1	019-629-5359
宮城県	環境生活部環境対策課環境安全班	980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-2667
仙台市	環境局環境部環境対策課推進係	980-8671	仙台市青葉区国分町3-7-1	022-214-8221
秋田県	生活環境文化部環境政策課化学物質班	010-8570	秋田市山王4-1-1	018-860-1606
山形県	文化環境部環境政策推進室環境保護課	990-8570	山形市松波2-8-1	023-630-2339
福島県	生活環境部環境対策室大気・化学物質グループ	960-8670	福島市杉妻町2-16	024-521-7261
茨城県	生活環境部環境対策課	310-8555	水戸市笠原町978-6	029-301-2956
栃木県	生活環境部環境管理課	320-8501	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-3188
群馬県	環境生活部環境保全課	371-8570	前橋市大手町1-1-1	027-226-2833
埼玉県	環境防災部ダイオキシン対策室化学物質担当	336-8501	さいたま市高砂3-15-1	048-830-7332
千葉県	環境生活部環境生活課計画班	260-8667	千葉市中央区市場町1-1	043-223-4665
千葉市	環境局環境保全部環境調整課	260-8722	千葉市中央区千葉港1-1	043-245-5185
東京都	環境局環境改善部有害化学物質対策課	163-8001	新宿区西新宿2-8-1	03-5321-1111(42-415)
神奈川県	環境農政部大気水質課化学物質対策班	231-8588	横浜市中区日本大通1	045-210-4119
横浜市	環境保全部環境管理課	231-0017	横浜市中区港町1-1	045-671-2733
川崎市	環境局公害部化学物質担当	210-8577	川崎市川崎区宮本町1	044-200-2533
新潟県	環境生活部環境対策課	950-0965	新潟市新光町4-1	025-280-5154
富山県	生活環境部環境保全課	930-8501	富山市新総曲輪1-7	076-444-3144
石川県	環境安全部環境政策課	920-8580	金沢市広坂2-1-1	076-223-9168
福井県	福祉環境部環境政策課	910-8580	福井市大手3-17-1	0776-20-0302
山梨県	森林環境部大気水質保全課大気担当	400-8501	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1510
長野県	生活環境部公害課公害対策係	380-8570	長野市大字南長野字幅下692-2	026-235-7177
岐阜県	健康福祉環境部環境管理課	500-8570	岐阜市藪田南2-1-1	058-272-1111(2697)
静岡県	環境部大気環境室	420-8601	静岡市追手町9-6	054-221-2205
愛知県	環境部環境政策課化学物質グループ	460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-961-2111(3025,6)
名古屋市	環境局公害対策部公害対策課	460-8508	名古屋市中区三の丸3-1-1	052-972-2674
三重県	環境部大気水質課大気保全グループ	514-8570	津市広明町13	059-224-2380
滋賀県	琵琶湖環境部環境政策課環境政策担当	520-8577	津市京町4-1-1	077-528-3452
京都府	企画環境部環境管理課指導係	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町	075-414-4715
京都市	環境局環境保全部環境指導課	604-8101	京都市中京区柳馬場通御池下ル柳八幡町65	075-213-0928
大阪府	環境農林水産部環境指導室	540-8570	大阪市中央区大手町2	06-6941-0351(3879)
兵庫県	県民生活部環境局環境政策課環境情報センター	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-3276
神戸市	環境局環境保全推進課環境安全係	650-8570	神戸市中央区加納町6-5-1	078-322-5308
奈良県	生活環境部環境管理課	630-8501	奈良市登大路町30	0742-22-1101(3396)
和歌山県	環境生活部環境管理課水質保全班	640-8585	和歌山市小松原通1-1	073-441-2688
鳥取県	生活環境部環境政策課	680-8570	鳥取市東町1-271	0857-26-7870
鳥根県	環境生活部環境政策課化学物質対策担当	690-8501	松江市殿町1	0852-22-6784
岡山県	生活環境部環境管理課化学物質対策係	700-8570	岡山市内山下2-4-6	086-226-7305
広島県	環境局環境対策室化学物質対策グループ	730-8511	広島市中区基町10-52	082-228-2111(2920)
広島市	環境局環境企画課大気騒音係化学物質担当	730-8586	広島市中区国泰寺町1-6-34	082-504-2692
福山市	環境事務部環境保全課	720-8501	福山市東桜町3-5	084-928-1072
山口県	環境生活部環境政策課環境保全室化学物質対策班	753-8501	山口市滝町1-1	083-933-3034
徳島県	県民環境部環境局環境管理課	770-8570	徳島市万代町1-1	088-621-2271
香川県	生活環境部環境局環境保全課	760-8570	高松市番町4-1-10	087-832-3219
愛媛県	県民環境部環境局環境政策課	790-8570	松山市一番町4-4-2	089-941-2111(2442)
高知県	文化環境部環境保全課大気環境班	780-8570	高知市丸ノ内1-2-20	088-823-9686
福岡県	環境部環境保全課	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	092-643-3359
福岡市	環境局環境保全部指導課	810-8620	福岡市中央区天神1-8-1	092-733-5386
北九州市	環境局環境管理課	803-8501	北九州市小倉北区内1-1	093-582-2238
佐賀県	環境生活局環境課環境管理係	840-8570	佐賀市城内1-1-59	0952-25-7774
長崎県	県民生活環境部環境保全課	850-8570	長崎市江戸町2-13	095-824-1111(2355)
熊本県	環境生活部環境保全課	862-8570	熊本市水前寺6-18-1	096-382-6924
大分県	生活環境部環境管理課	870-8501	大分市大手町3-1-1	097-536-1111(3118)
宮崎県	生活環境部環境政策課	880-8501	宮崎市橘通東2-10-1	0985-26-7085
鹿児島県	環境生活部環境管理課	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2624
沖縄県	文化環境部環境保全課水環境班	900-8570	那覇市泉崎1-2-2	098-866-2236

※各都道府県によっては出先機関を受付窓口としている場合があります。上記部局にお問い合わせください。

参考 3.① 「第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書」

様式第 1 (第 5 条関係)

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

年 月 日

主務大臣 (都道府県知事) 殿

届出者 (ふりがな) 住 所 〒
 (ふりがな) 氏 名 (印)
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第 5 条第 2 項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所	(ふりがな) 事業者の名称	-----		
	前回の届出における名称	-----		
	(ふりがな) 事業所の名称	-----		
	前回の届出における名称	-----		
	所在地	〒	—	都道府県 市区町村
(ふりがな)	-----			
事業所において常時使用される従業員の数				
事業所において行われる事業が属する業種	業 種 名		業種コード	
	うち主たるもの	-----		-----
		-----		-----
		-----		-----
第一種指定化学物質の排出量及び移動量		別紙番号 1 ~ のとおり		
本届出が法第 6 条第 1 項の請求に係るものであることの有無 (該当するものに○をすること)		1. 有 2. 無		
(問い合わせ先)	担当者	部 署		
	(ふりがな) 氏 名	-----		
	電話番号	-----		
※受理日	年 月 日	※整理番号		

- 備考
- 1 本届出書は、事業所ごとに作成すること。
 - 2 前回の届出における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
 - 3 事業所において常時使用される従業員の数の欄には、前年 4 月 1 日現在 (前年度中に事業を開始した事業者においては事業を開始した日) における当該事業所の人数を記載すること。
 - 4 事業所において行われる事業が属する業種の欄には、当該事業所における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所にあっては、次欄以降にその他の業種を記載すること。また、業種コードの欄には、業種に対応する日本標準産業分類における分類番号を記載すること。
 - 5 法人にあっては、当該届出に係る当該事業所の担当部署並びに氏名及び連絡先を記載すること。
 - 6 ※の欄には、記載しないこと。
 - 7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 8 氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあってはその代表者) が署名することができる。

参考 3.② 「第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量」

別紙番号	
------	--

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

第一種指定化学物質の名称							
第一種指定化学物質の号番号						単位 (該当するものに○をすること)	1. kg 2. mg-TEQ
排出量	イ 大気への排出						
	ロ 公共用水域への排出					排出先の河川、湖沼、海域等の名称	
	ハ 当該事業所における土壌への排出 (ニ以外)						
	ニ 当該事業所における埋立処分					埋立処分を行う場所 (該当するものに○をすること)	1. 安定型 2. 管理型 3. 遮断型
移動量	イ 下水道への移動						
	ロ 当該事業所の外への移動 (イ以外)						
※整理番号							

- 備考
- 1 特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。
 - 2 本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄に令別表第一に掲げる第一種指定化学物質の順に番号を割り振ること。
 - 3 第一種指定化学物質の名称の欄及び第一種指定化学物質の号番号の欄には、令別表第一に掲げる名称 (令別表第一に別名の記載がある第一種指定化学物質にあっては、当該別名) 及び号番号を記載すること。
 - 4 排出量及び移動量の単位は、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質については「kg」、ダイオキシン類については「mg-TEQ」を選択すること。
 - 5 排出量及び移動量の有効数字は2桁とすること。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質にあっては、排出量又は移動量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。
 - 6 公共用水域への排出がある場合、排出先の河川、湖沼、海域等の名称の欄には排出先の名称を記載すること。
 - 7 ※の欄には、記載しないこと。

VI. 問合せ先

本マニュアルに関するご質問、お問合せは下記まで。

◎石油連盟 調査部流通課 (TEL. 03-3279-3814)

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4 経団連会館ビル4階

◎全国石油商業組合連合会 業務部業務課 (TEL. 03-3593-5831)

〒100-0004 東京都千代田区永田町2-17-14

URL : <http://www.zensekiren.or.jp/>